

茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員事務処理規程

平成19年4月27日

監査委員告示第2号

(目的)

第1条 この規程は、監査委員の行う監査、検査及び審査（以下「監査」という。）の事務処理の基本について定め、監査事務の効率的な運営を確保することを目的とする。

(基本方針)

第2条 監査を行うに当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第3項の規定の趣旨に添い、広域連合の行財政運営が法令に適合するとともに、合理的にかつ効率を挙げ適正になされているかにつき、特に意を用いるものとする。

(年間計画の策定)

第3条 監査は、原則として監査対象となる事務事業の動態、監査所要期間等を勘案してあらかじめ年間計画を策定し、これに基づいて行うものとする。

(監査の実施計画)

第4条 監査を行うに当たっては、実施場所、所要日数、監査手続等を定めた実施計画を作成し、これに従って実施するものとする。

(監査の基準)

第5条 監査実施上の基準は、別に定める。

(監査の実施通知)

第6条 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第3号）第3条及び第4条に規定する通知は、事務事業の範囲、期日、場所等について行うものとする。

(監査の手続)

第7条 監査は、書類、帳簿、証書類等の記録に基づき、照合、実査、立会、確認、質問等必要と認める手続により行うものとする。

(監査報告書の作成)

第8条 監査報告書は、監査終了後遅滞なく作成するものとする。

2 前項の報告書には、実施した監査の概要及びその意見を簡潔明りょうに記載するものとする。

附 則

この告示は、平成19年4月27日から施行する。